

村山市 6 次産業化推進協議会「うまいず村山」推奨制度

1. 目的

この制度は、村山市の農産物を活かして、生産された加工品（対象は食品の限りではない。）を「うまいず村山」推奨品（以下「推奨品」という。）として登録し、シールを貼付することで、広く市の内外の消費者に対し、消費拡大及びPRを図るとともに、6次産業の活性化を目的とする。

2. 申請の対象者

推奨品の登録申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、村山市の農産物の加工・販売を行う事業者、個人や団体とする。

3. 基準

推奨品の登録基準については、以下のとおりとし、全て満たさなければならない。

- (1) 村山市の農産物を積極的に使用していく意思があること。
- (2) 認定の内容をホームページ等において紹介されることを承諾すること。
- (3) 村山市の農産物を原料として作られた商品であること。
- (4) 食品表示やラベル表示に、山形県村山市産その他の表示に努めること。ただし、他の法令に定めのあるものについては、この限りでない。
- (5) PL 保険（生産物賠償責任保険）に加入していること。
- (6) 食品衛生法等関係法令を遵守していること。

4. 申請方法

申請者は、登録申込書に必要な事項を記入し、別途必要書類を添えて村山市 6 次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）に申請する。

5. 推奨品の決定

協議会作業部会において、3. 基準を満たし、推奨品として登録を受けた場合は、申請者に対し、協議会が推奨品登録の PR シールを配布する。

6. 登録

登録期間は、登録された日から当該年度の 3 月末日までとする。継続して推奨品の登録を受けようとする申請者は、登録期間終了の前に協議会へ登録申込書を提出し、登録を受けなければならない。

7. 推奨品の表示

申請者は、推奨品であることを証明する PR シールを推奨品に貼ることができる。ただし、1 個につき 1 か所とする。

8. その他

協議会は、推奨品が 3. 基準を満たさなくなった場合、法令を違反した場合、又は消費者の信頼や村山市の農産物イメージを著しく失墜させた場合等により認定を取り消すことができる。

この制度に定めるもののほか、必要な事項については協議会作業部会で別に定める。

附則

この制度は、令和 5 年 2 月 24 日から施行する。